

## 新型コロナウイルス感染症拡大防止に伴う 市立幼稚園，市立小・中学校の臨時休業等及び 保育所・学童保育等の利用自粛について

- 4月21日，宮城県より新型コロナウイルス感染拡大防止のための緊急事態措置として，令和2年4月25日（土）から5月6日（水）までの期間における休業要請施設等が発表されました。
- これまで，市立幼稚園は休園せず感染防止対策に配慮して開園しておりましたが，施設の使用停止要請（＝休業要請）を受けたことから，市立幼稚園を臨時休業とすることを決定しました。
- 保育所・学童保育等については，保護者が仕事を休むことが困難な子どもの居場所の確保の観点から，休業要請は行われないものの，子どもたちの感染防止のため，家庭での保育が可能な保護者の方は，できる限り利用を控えていただきたい旨の要請が行われております。
- 市立小・中学校では臨時休業期間中，感染防止対策に配慮して学校預かりを実施してきましたが，上記と同様の事由により，本市においては現在行っている市立小・中学校の登校日を中止するとともに，学校預かりの利用の自粛を要請することを決定しました。

### 1 市立幼稚園の休業期間について

- ・ 県の休業要請期間のうち，4月27日（月）～5月6日（水）を休業期間とします。
- ・ 対象施設は，全市立幼稚園5園（唐桑・松園・津谷・小泉・大谷）です。
- ・ 感染症拡大防止のため，原則として登園はせず，家庭等で園児を過ごさせていただくことをお願いします。
- ・ ただし，保護者が仕事を休むことが困難な場合は下記の【預かり利用の留意点】により，各幼稚園において預かり保育を実施します。その際，各園より預かりの時間，持参物等の詳細を連絡します。

#### 【預かり利用の留意点】

○幼稚園，学校での預かりの際，以下の点に留意するようお願いしています。

- ・ 家庭でも咳エチケットや手洗いなどの基本的な感染症対策の習慣づけを徹底すること。
- ・ 家庭での検温及び健康観察を徹底すること。
- ・ 発熱や咳など，風邪の症状がある場合は登園，登校はせず，家庭で休養させること。

## 2 小・中学校の登校日について

- ・ 4月20日（月）から、学年を分けて登校日として新年度オリエンテーションを実施し、全校において児童生徒が登校できました。来週からの登校日は中止とします。
- ・ 感染症拡大防止のため、家庭等で児童を過ごさせていただくことをお願いします。
- ・ ただし、保護者が仕事を休むことが困難な場合は上記【預かり利用の留意点】により、小学校において学校預かりを継続します。

## 3 認可保育所，認定こども園，小規模保育所

- ・ 利用自粛期間は、4月25日（土）から5月6日（水）までとします。
- ・ これまでと同様、適切な感染予防対策を講じたうえで開所いたしますが、家庭での保育が可能な保護者の方は、利用を控えていただくようお願いいたします。

## 4 学童保育

- ・ 利用自粛期間は、4月25日（土）から5月6日（水）までとします。
- ・ 学童保育においても、これまでどおり、小中学校の臨時休業期間中の対応を継続いたしますが、保育所等と同様、家庭での保育が可能な保護者の方、兄弟等と過ごすことが可能な場合は、利用を控えていただくようお願いいたします。

## 5 保育所・学童保育等の保育料について

- ・ 自粛をお願いする期間中に利用を控えた場合（欠席した場合）、利用者負担額（保育料）は日割り計算にて減額いたします。手続き等、詳細な取扱いにつきましては決まり次第、別途ご案内いたしますのでしばらくお待ちください。

## 6 今後の感染状況等の変化に応じた対応については、随時お知らせします。